

令和 6 年度第 1 回二宮町文化財保護委員会 次第

日 時 令和 6 年 5 月 22 日 (水)

午後 1 時 30 分から

場 所 ラディアン ミーティングルーム 1

1. 開 会

2. 委嘱状の交付

3. 教育長あいさつ

4. 自己紹介

5. 委員長及び副委員長の選出について

6. 議 題

(1) 令和 6 年度文化財保護関係事業及び予算について 【資料 1】

(2) 令和 6 年度ラディアンギャラリー展示について 【資料 2】

(3) 二宮町の埋蔵文化財について 【資料 3】

7. 閉 会

資料I

令和6年度 二宮町文化財保護関係予算及び事業について

(単位：千円)

事業名	説明	時期	令和6年度	令和5年度	増減
文化財保護普及啓発事業	文化財の保護、郷土資料の保管と共に知識の普及啓発を図る		236	236	0
・文化財保護委員会	文化財保護について審議する (委員5名・年2回)	年間	62	62	0
・文化財資料密閉ガス 燻煙委託	文化財資料(古文書・民具等)の燻 煙	8月 9月	39	39	0
・町指定文化財管理 補助金	町指定文化財12件のうち10件を助成	年間	130	130	0
・ラディアンギャラリー 展示	生涯学習課が保存している資料や写 真などを使い、展示を行う(別紙)	年間	0	0	0
・その他	消耗品費、修繕料、印刷製本費	年間	5	5	0
伝統芸能保存事業	郷土に伝わる伝統芸能を保存する		522	567	▲ 45
・民俗芸能のつどい	町民俗芸能保存会連絡協議会加盟団体 (15団体)による成果発表会とパネル 展	10月	92	97	▲ 5
・民俗芸能保存会 連絡協議会補助金	民俗芸能保存会連絡協議会及び各団 体への補助金	年間	380	380	0
・二宮高校相模人形芝居 補助金	二宮高校相模人形部への補助金	年間	50	90	▲ 40
埋蔵文化財調査事業	埋蔵文化財包蔵地内の開発行為にお いて、必要に応じて試掘調査を行う		486	473	13
・埋蔵文化財試掘調査 委託料等	試掘調査費等	年間	462	449	13
・その他	消耗品費	年間	24	24	0
		合 計	1,244	1,276	▲ 32

令和 6 年度ラディアン展示案

(1) 移り行く風景～写真で見る二宮今昔物語（海岸編）～

展示期間：7 月 15 日の「海の日」を中心に行う。【8 月 15 日（木）～9 月 1 日（日） ラディアン展示ギャラリー2】

展示目的：二宮町は「海と山に囲まれた温暖な土地」として知られるが、人々と海との関わりは時代によって大きく変化してきた。

そこでいくつかのテーマに沿って写真を展示し、その変化を知ってもらう。

展示内容：生涯学習課が持っている写真および善波喜代治氏提供の写真を使い、人々と海の間わりや海岸の変化を示す。

- * 生業の場（漁業）
- * 憩いの場（バンガロー・海水浴・つり・初日の出）
- * 祭りの場（船の正月飾り・神輿のみそぎ・どんど焼き）
- * 西湘バイパスの建設
- * 平成 19 年の台風による海岸の被害
- * 現在の海岸

(2) 二宮町民俗芸能のつどい 50 周年記念展示

展示期間：民俗芸能のつどい開催日の前後 1 週間ずつ

展示目的：二宮町に伝わる民俗芸能への理解を深め、継承への意識を高める。

展示内容：民俗芸能のつどいに参加する団体の紹介（写真・解説の展示および 40 周年の時に作った DVD を流す）

(3) 吾妻山の自然と歴史

展示期間：菜の花ウォッチング期間（1 月 15 日～1 月 26 日を予定）

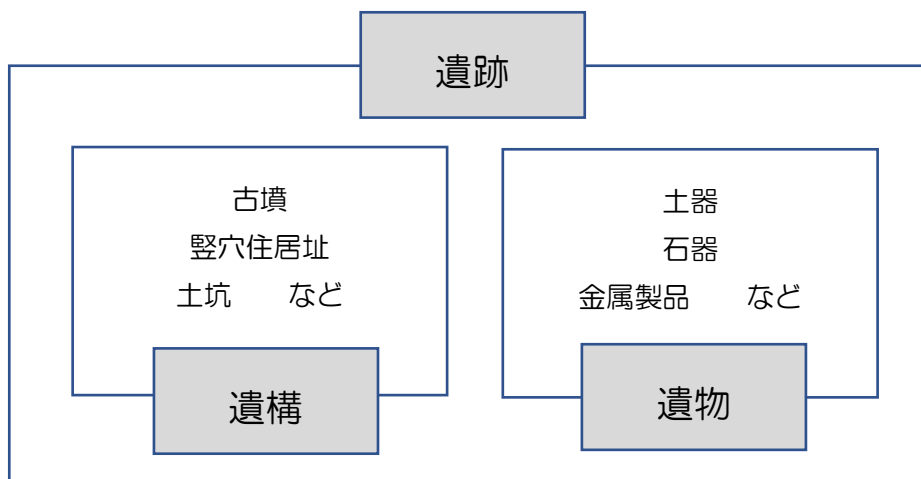
展示目的：菜の花をはじめ、四季折々の花や木々が目を楽しませてくれる吾妻山だが、自然だけでなく歴史的な遺構も残されていることを知ってもらうため、写真と解説の展示を行う。

- * 吾妻山の四季
- * 菜の花ウォッチングのはじまり
- * 戦争遺構の「洞窟陣地」
- * 外国人遊歩規程の標石
- * 二等三角点
- * 吾妻神社と浅間神社

二宮町の埋蔵文化財

1. 埋蔵文化財とは

埋蔵文化財とは「土地に埋蔵されている文化財」のことである。（文化財保護法）



◎神奈川県における周知の埋蔵文化財包蔵地 8026カ所

◎二宮町における周知の埋蔵文化財包蔵地 71カ所 （資料 A）（資料 B）

1986（昭和61）年の悉皆調査に基づく

種別	遺物散布地	49
	集落跡	7
	横穴墓群	18
	その他	4

時代	旧石器時代	1
	縄文時代	23
	弥生時代	11
	古墳時代	36
	奈良・平安時代	42
	中世	7

2. 埋蔵文化財包蔵地で工事を行う時の届出 （資料 C）

◎国・地方公共団体等が工事を行う場合＝文化財保護法第94条による届出が必要

◎民間の事業主が工事を行う場合＝文化財保護法第93条による届出が必要

3. 埋蔵文化財の取り扱いに関するフローチャート（資料D）

①事業主による包蔵地の照会（電話・FAX・窓口）

包蔵地外 届出不要

包蔵地に隣接 届出不要（隣接地であることを伝え、万一土器等が発見された場合は生涯学習課へ連絡してもらう）

市によっては隣接地の範囲を決め、届出は不要だが、現地確認や試掘を行っているところもある

包蔵地に該当 届出必要（工事着工60日前まで）

現地確認の上、工事内容によって試掘を行う（経費は町負担）

（開発地内における擁壁工事や道路建設、地盤改良、地下室建設など掘削深度によって試掘を行うかどうかを町専門職が判断する）



*試掘で住居址などが確認され、町専門職が発掘調査を必要とした場合は事前協議を行い（設計変更・工事の中止・発掘調査）、その結果を神奈川県教育委員会に進達

*掘削深度が浅かったり、電柱の埋設など掘削面積が狭い場合は事前協議は行わず、意見書を神奈川県教育委員会に進達

②町の進達に基づき、神奈川県教育委員会から指示・勧告が届く

◎発掘調査	経費は事業者負担（原因者負担）	} *個人住宅の場合は公費で負担 終了後に工事着工
◎工事立会い	掘削時に町専門職が立ち会う	
◎慎重工事	特に立ち会い等はなし	

4. 令和1～5年度の届出・試掘状況（資料E）

◎令和元年度から令和5年度の届出状況は、電柱埋設を除くとだいたい年間10件前後

◎令和4年度の試掘はなし

◎2014（平成26）年度以降、発掘調査は2018（平成30）年度の森ノ脇遺跡（等覚院東側）1件のみ 【発掘調査報告書『森ノ脇遺跡』 相模考古学研究所】